⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付は以下のとおり。

〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課　電話048―600―1800（内線2442又は2443）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成27年10月８日から同年10月28日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。

ア　平成27・28年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年10月29日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省の土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省の土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

ウ　一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成12年度以降に、元請けとして、土木一式工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の土木工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「硫黄島㈿局舎新設工事○○○・○○○・○○○建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。

平成 27 年 10 月８日

外務省大臣官房会計課長　志水　史雄

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第 110 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達計画特定役務及び数量　Ｇ７伊勢志摩サミット公式ホームページに関する企画・制作等業務

⑶　調達方法　購入等

⑷　調達予定時期　平成27年度

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の特定役務に関する下記４の説明会において要請する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成27年11月12日午前11時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課調達室　佐藤　賢明　電話03―3580―3311　内線5062　ＦＡＸ03―5501―8097

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して調達説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成27年10月８日から平成27年10月23日午後３時まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

※電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード可。

4　説明会の開催　本公表に基づく調達説明会を開催する。なお、調達説明会に出席せずに、資料等の提出を行うことは認めない。

⑴　開催日時　平成27年10月23日午後３時00分

⑵　開催場所　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１外務省入札・開札室

出席する者は外務省東口玄関に開催時間の５分前に集合すること。

5　その他

⑴　上記４の説明会に出席を希望する者は、平成27年10月22日正午までに下記⑵まで書面により申し込みをすること（様式適宜）。なお、申し込み方法は、原則ＦＡＸ（様式適宜）によることとする。

⑵　申込先　外務省大臣官房国内広報室　篁園　誓子　電話03―3580―3311　内線3851　ＦＡＸ03―5501―8128

⑶　この調達計画の詳細は調達説明書による。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : A set of services for G7 Ise-Shima Summit official Web Site

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Time-limit for the submission of the requested material : 11 : 00 a.m. November 12, 2015

⑸　Contact point for the notice : Seiko Takesono, Domestic Public Relations Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 Ext. 3851, FAX 03―5501―8128